

「指定訪問介護」利用契約書

合同会社 坂本ケアサービス
坂 本 ケ ア サ ー ビ ス

「指定訪問介護」利用契約書

◇◆目次◆◇

第1章 総則

第1条（契約の目的）

第2条（契約期間）

第3条（訪問介護計画の決定・変更）

第4条（介護保険給付対象サービス）

第5条（介護保険給付対象外のサービス）

第6条（サービス提供の記録と保存）

第7条（サービスの実施）

第2章 サービスの利用と料金の支払い

第8条（サービス利用料金の支払い）

第9条（利用の中止、変更、追加）

第10条（サービス内容の変更）

第11条（利用料金の変更）

第3章 事業者の義務

第12条（事業者及びサービス従事者の義務）

第13条（守秘義務等）

第14条（訪問介護員の禁止行為）

第4章 損害賠償（事業者の義務違反）

第15条（損害賠償責任）

第16条（損害賠償がなされない場合）

第17条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

第5章 契約の終了

第18条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

第19条（契約者からの中途解約）

第20条（契約者からの契約解除）

第21条（事業者からの契約解除）

第22条（精算）

第6章 その他

第23条（苦情処理）

第24条（緊急時時の対応）

第25条（事故発生時の対応）

第26条（協議事項）

_____様（以下「契約者」という。）と合同会社坂本ケアサービス（以下「事業者」という。）は、契約者が事業者から提供される訪問介護サービスについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第1章 総則

（契約の目的）

第1条 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、契約者が住み慣れた地域での生活を継続し、その有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、訪問介護サービスを提供します。また、契約者は事業者に、提供された訪問介護に対する所定の利用料及びその他の費用（以下「利用料」といいます）を支払います。

（契約期間）

第2条 本契約の有効期間は、令和_____年_____月_____日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までとします。但し、契約期間満了の2日前までに契約者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

（訪問介護計画の決定・変更）

第3条 事業者は、契約者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、契約者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問介護計画を作成します。

2 事業者は、訪問介護計画について、契約者及びその家族に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。

3 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画が変更された場合、又は契約者若しくはその家族等の要請に応じて、訪問介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、訪問介護計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族と協議して、訪問介護計画を変更するものとします。

4 事業者は、訪問介護計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

（介護保険給付対象サービス）

第4条 事業者は、介護保険給付対象サービスとして、契約者の居宅に訪問介護員を派遣し、契約者に対し、身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、契約者の有する能力に応じ自立した日常生活を営める事が出来るよう、身体介護および生活援助等、その他生活全般にわたる援助を行うものとします。

（介護保険給付対象外のサービス）

第5条 事業者は、契約者との合意に基づき、保険給付の範囲外のサービス利用をご希望される場合は、居宅介護支援事業者又は市町村に連絡した上で、ご希望内容に応じて、

市町村が実施する軽度生活援助事業、配食サービス等の生活支援サービス、特定非営利活動法人（NPO法人）などの住民参加型福祉サービス、ボランティアなどの活用のための助言を行います。

2 上記におけるサービスのご利用をなさらず、当事業者におけるサービスをご希望される場合は、別途契約に基づく介護保険外のサービスとして、契約者の全額自己負担によってサービスを提供することは可能です。なおその場合は、居宅サービス計画の策定段階における契約者の同意が必要となることから、居宅介護支援事業者に連絡し、居宅介護サービス計画の変更の援助を行います。

3 事業者は、前2項で定める各種サービスの提供について、必要に応じて契約者の家族に対してもわかりやすく説明するものとします。

（サービス提供の記録と保存）

第6条 事業者は、指定訪問介護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に契約者の確認を受けることとします。また、契約者の確認を受けた後は、その控えを契約者に交付します。

2 事業者は、指定訪問介護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを完結した日から5年間保存します。

3 契約者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

（サービスの実施）

第7条 契約者は第4条及び第5条で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼する事はできません。

2 サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者はサービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分配慮するものとします。

3 契約者は、サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）を無償で提供し、訪問介護員が必要に応じ、事業所および関係機関に連絡する場合の電話等の使用を承諾するものとします。

第2章 サービスの利用と料金の支払い

（サービス利用料金の支払い）

第8条 事業者は、契約者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、契約者が居宅介護サービス費として市町村から給付を受ける額（以下、介護保険給付額という。）の限度において、契約者に代わって市町村から支払いを受けます。

2 契約者は、第4条に定めるサービスについて、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：介護保険負担割合証の額）を事業者に支払うものとします。

但し、契約者がいまだ要介護認定を受けていない場合及び居宅サービス計画が作成され

ていない場合には、サービス利用料金をいったん全額を支払うものとします。（認定後又は計画作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。又、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行う為に必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付するものとします。

3 契約者は、第5条第2項に定めるサービスについて、またはその他の費用については、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとします。

4 事業者は、当月の利用料の合計金額を記載した請求書を、翌月15日までに契約者に請求します。

5 契約者は、当月の利用料の金額を翌月25日までに（_____の方法で）支払うものとします。

6 事業者は、契約者から利用料の支払いを確認したときは、契約者に対し領収書を発行します。

（利用の中止、変更、追加）

第9条 契約者は、利用期日前において、訪問介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加する事ができます。この場合にはサービスの実施日の前日18時までには事業者に申し出るものとします。

2 契約者が、利用期日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定の取消料を事業者にお支払いいただく場合があります。但し契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

3 事業者は、第1項に基づく契約者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議するものとします。

（介護サービス内容の変更）

第10条 事業者は、介護サービス利用当日、契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更をすることができるものとします。

2 事業者は、前項の場合には所定のサービス利用料金を請求できるものとします。

（利用料金の変更）

第11条 事業者は、第8条第1項及び第2項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。

2 事業者は、第8条第3項に定めるサービスの利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、契約者に対して、変更前までに説明をした上で利用料金を相当な額に変更する事ができるものとします。

3 契約者は、前項の変更に参加することができない場合には、本契約を解約することができます。

第3章 事業者の義務

(事業者及びサービス従事者の義務)

第12条 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。

2 事業者は、サービス実施日において、訪問介護員により契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、契約者又はその家族からの聴取・確認の上で訪問介護サービスを実施するものとします。

3 事業者は、サービスの提供にあたって、緊急時の連絡先として主治医を確認するなど、医師・医療機関への連絡体制の確保に努めるものとします。

4 事業者は、契約者に対する訪問介護サービスの実施について記録を作成し、それを5年間保管し、契約者又は代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、又は契約者の自費によりその複写物を交付するものとします。

(守秘義務等)

第13条 事業者、サービス従事者又は従業員は、訪問介護サービスを提供する上で知り得た契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約の終了した後も継続します。

2 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

3 前2項にかかわらず、契約者に係る他の居宅介護支援事業者及び地域包括支援センター等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

(訪問介護員の禁止行為)

第14条 訪問介護員は、契約者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次の各号に該当する行為を行いません。

(1) 医療行為

(2) 契約者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり

(3) 契約者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受

(4) 契約者の同居家族に対するサービス提供

(5) 契約者の日常生活の範囲を超えたサービス提供（大掃除、庭掃除など）

(6) 契約者の居宅での飲酒、喫煙、飲食

(7) 身体的拘束その他契約者の行動を制限する行為（契約者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）

(8) その他契約者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

第4章 損害賠償（事業者の義務違反）

（損害賠償責任）

第15条 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第13条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償額を減じることができるものとします。

2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

（損害賠償がなされない場合）

第16条 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

(1) 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合

(2) 契約者が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合

(3) 契約者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合

(4) 契約者が、事業者及びサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

第17条 事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第5章 契約の終了

（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

第18条 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

(1) 契約者が死亡した場合

(2) 要介護認定により契約者の心身の状況が自立と判定された場合

(3) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

(4) 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

(5) 第19条から第21条に基づき本契約が解約又は解除された場合

2 事業者は、前項第1号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

(契約者からの中途解約)

第19条 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の1週間前までに事業者へ通知するものとします。

2 契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。

(1) 第11条第3項により本契約を解約する場合

(2) 契約者が入院した場合

(3) 契約者に係る居宅サービス計画が変更された場合

(契約者からの契約解除)

第20条 契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

(1) 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める訪問介護サービスを実施しない場合

(2) 事業者もしくはサービス従事者が第13条に定める守秘義務に違反した場合

(3) 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者もしくはその家族等の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(事業者からの契約解除)

第21条 事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。

(1) 契約者が契約締結時に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知などを行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(2) 契約者による第8条第5項に定めるサービス利用料金の支払いが2ヵ月以上遅延し、その支払いを督促したにもかかわらず10日間以内に支払われない場合

(3) 契約者が、故意又は重大な過失により事業者もしくはサービス従事者の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(精算)

第22条 第18条第1項第2号から第5号により本契約が終了した場合において、契約者が、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務その他事業者に対する義

務を負担しているときは、契約終了日から1週間以内に精算するものとします。

第6章 その他

(苦情処理)

第23条 事業者は、その提供したサービスに関する契約者からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

(緊急時時の対応)

第24条 事業所は、サービス提供中に、契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに契約者の主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、契約者が予め指定する連絡先にも連絡します。

(事故発生時の対応)

第25条 事業所は、契約者に対する訪問介護サービスにより事故が発生した場合は、家族等及び市町村、当該契約者に関わる居宅介護支援事業所又は地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、原因の解明に努め、再発防止策を講じます。

3 事業者は、契約者に対する訪問介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

(協議事項)

第26条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

以上の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

(契約者) 私は、この契約書に基づく訪問介護サービスの利用を申し込みます。

契約者 住 所 _____

お名前 _____ (印)

連絡先 _____

(署名代行者) 私は、本人の契約意志を確認し本人に代わり上記署名を行いました。

契約者との関係 _____

署名代行者 住 所 _____

お名前 _____ (印)

連絡先 _____

(事業者) 私は、指定訪問介護サービスの事業者として、契約者の申込みを受託します。

事業者 所在地 滋賀県米原市宇賀野2 1 9 番地 3 2

事業者名 合同会社 坂本ケアサービス

代表者氏名 代表社員 坂本 優祈 (印)